

省エネルギー判断基準小委員会の設置について（案）

1. 目的

社会資本整備審議会 建築分科会 住宅・建築物省エネルギー部会において本年2月にとりまとめられた「住宅・建築分野における省エネルギー対策の方向性について」を踏まえ、第169回通常国会に提出され、成立した「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」は、本年5月30日に公布され、平成21年4月1日（一部は平成22年4月1日）から施行される。

地球温暖化対策の一層の推進のため、住宅・建築物における省エネルギー対策の強化を図る上で、この改正省エネ法の施行に万全を期す必要がある。特に、今般の省エネ法の改正を受け、円滑かつ効率的な施行を図る観点から、「建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」について見直すとともに、新たに「住宅事業建築主の判断の基準」を策定する必要がある。

これらの基準の策定及び見直しに際しては、建築環境部会において引き続き調査審議を行うこととし、専門的な検討を行うため、「省エネルギー判断基準小委員会」を設置することとする。

なお、これらの基準は、国土交通大臣及び経済産業大臣が定めるものとされていることから、経済産業省資源エネルギー庁に設置された総合資源エネルギー調査会と連携して、調査審議を進めることとする。

2. 検討事項

- (1) 今般の省エネ法改正を受けた次の基準、指針の見直し
 - ① 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物主の所有者の判断の基準
 - ② 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物主の所有者の判断の基準
 - ③ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針
- (2) 特定住宅の性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準の策定

3. 検討体制

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー基準部会 住宅・建築物判断基準小委員会及び社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 省エネルギー判断基準小委員会の合同会議により検討を行う。

4. 検討スケジュール

平成 20 年 9 月 26 日（金） 15:15～16:45 第 1 回合同会議
平成 20 年 10 月 31 日（金） 13:00～15:00 第 2 回合同会議

～ 告示改正案のパブリックコメント ～

平成 20 年 12 月上旬 第 3 回合同会議
平成 20 年 12 月下旬 告示の公布
平成 21 年 4 月 1 日 改正省エネ法の施行

社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会

省エネルギー判断基準小委員会名簿（案）

委員長	むらかみ 村上	しゅうぞう 周三	(独)建築研究所理事長
委員	やの 矢野	りゅう 龍	住友林業(株)取締役社長
臨時委員	さかもと 坂本	ゆうぞう 雄三	東京大学大学院教授
専門委員	あいば 合場	なおと 直人	三菱地所株式会社執行役員ビルアセット開発部長
	あきもと 秋元	たかし 孝之	芝浦工業大学教授
	いかが 伊香賀	としはる 俊治	慶應義塾大学教授
	いわむら 岩村	かずお 和夫	武蔵工業大学教授
	おかもと 岡本	あきら 章	鹿島建設株式会社専務執行役員
	せいけ 清家	つよし 剛	東京大学大学院准教授
	ねづ 根津	こういちろう 浩一郎	日本環境技研株式会社首席コーディネーター